

平成21年度 第1回

福岡市中央卸売市場開設運営協議会

【日時】 平成21年7月23日（木）

10時00分～

【場所】 福岡市中央区長浜3丁目11-3

福岡市中央卸売市場鮮魚市場会館 2階 第1会議室

会 議 次 第

1. 開 会

2. 開設者挨拶

3. 委員紹介

(資 料) 福岡市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿 …………… 1

4. 議 題

議 題 1 会長・副会長の選任について …………… 2

議 題 2 所属部会の決定について …………… 2

5. 報 告

報告事項1 新青果市場整備事業の進捗状況について …………… 4

報告事項2 鮮魚市場西冷蔵庫移転・整備事業の進捗状況について………… 5

報告事項3 福岡市中央卸売市場業務条例の改正について …………… 6

報告事項4 新型インフルエンザへの対応について …………… 9

6. そ の 他

(参考資料) 福岡市中央卸売市場業務条例一部改正案 新旧対照表 …… 10

市場取扱状況 …………… 15

7. 閉 会

(別冊資料)

1. 市場概要(平成21年度版)

福岡市中央卸売市場開設運営協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	選 出 区 分
笠 康雄	福岡市議会議員
津田 たかし	福岡市議会議員
妹尾 俊見	福岡市議会議員
久保 浩	福岡市議会議員
倉元 達朗	福岡市議会議員
外井 京子	福岡市議会議員
谷 健二	福岡県農林水産部長
甲 斐 諭	中村学園大学 流通科学部教授
波積 真理	熊本学園大学 商学部教授
井出 龍子	消費生活相談員
中村 孝子	福岡市農業協同組合理事
平川 眞臣	(株)福岡魚市場 代表取締役社長
金丸 直之	福岡中央魚市場(株) 代表取締役社長
大野 憲俊	福岡大同青果(株) 代表取締役社長
花田 眞也	福岡食肉市場(株) 代表取締役社長

議題1 会長及び副会長の選任について

会 長

副 会 長

議題2 所属部会の決定について

委 員

氏 名	選 出 区 分
谷 健 二	福 岡 県 農 林 水 産 部 長

【参考】 福岡市中央卸売市場業務条例（抜粋）

第7章 市場開設運営協議会及び中央卸売市場市場取引委員会

（中央卸売市場開設運営協議会の設置）

第83条 市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として福岡市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

～ 第84条から第85条まで省略 ～

（委員の任期）

第86条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長の選任並びに権限）

第87条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

～ 第88条から第89条まで省略 ～

（部会）

第90条 協議会に青果部会、水産物部会及び食肉部会（以下「部会」と総称する。）を置く。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び専門委員で組織する。

所属部会の決定

水産物部会（16名）

（敬称略・順不同）

氏名	選出区分	役職
津田 たかし	福岡市議会議員	委員
妹尾 俊見	福岡市議会議員	委員
波積 真理	熊本学園大学商学部教授	委員
井出 龍子	消費生活相談員	委員
平川 眞臣	福岡魚市場代表取締役社長	委員
金丸 直之	福岡中央魚市場代表取締役社長	委員
小林 信	福岡県農林水産部水産局長	専門委員
緒方 健二郎	福岡魚市場専務取締役	専門委員
宝代 勉	福岡中央魚市場常務取締役	専門委員
安部 泰宏	福岡市鮮魚仲卸協同組合理事長	専門委員
松田 達之輔	福岡魚類出荷仲卸組合組合長	専門委員
江口 史生	福岡市中央卸売市場第一種関連事業組合組合長	専門委員
梶原 幸一	福岡水産物商業協同組合理事長	専門委員
梅原 稔	福岡水産物取引精算代表取締役社長	専門委員
伊藤 和義	福岡市漁業協同組合副組合長	専門委員
岡本 健二	日本遠洋旋網漁業協同組合専務理事	専門委員

青果部会（12名）

氏名	選出区分	役職
笠 康雄	福岡市議会議員	委員
倉元 達朗	福岡市議会議員	委員
谷 健二	福岡県農林水産部長	委員
中村 孝子	福岡市農業協同組合理事	委員
大野 憲俊	福岡大同青果代表取締役社長	委員
大塚 和昭	福岡大同青果取締役副社長	専門委員
中尾 透	福岡市青果卸売商業協同組合理事長	専門委員
内田 算人	福岡市青果商業協同組合理事長	専門委員
松下 廣基	福岡西部青果商業協同組合理事長	専門委員
菰田 幸弘	福岡市園芸振興協会会長	専門委員
倉光 一雄	福岡市農業協同組合代表理事組合長	専門委員
石川 直茂	福岡市東部農業協同組合代表理事組合長	専門委員

食肉部会（7名）

氏名	選出区分	役職
久保 浩	福岡市議会議員	委員
外井 京子	福岡市議会議員	委員
甲 斐 諭	中村学園大学流通科学部教授	委員
花田 眞也	福岡食肉市場代表取締役社長	委員
宮本 政晴	福岡県農政部畜産課長	専門委員
原田 高志	福岡食肉市場専務取締役	専門委員
喜多 和彦	福岡食肉買参事業協同組合理事長	専門委員

※新委員は網掛けで表示

報告事項 2

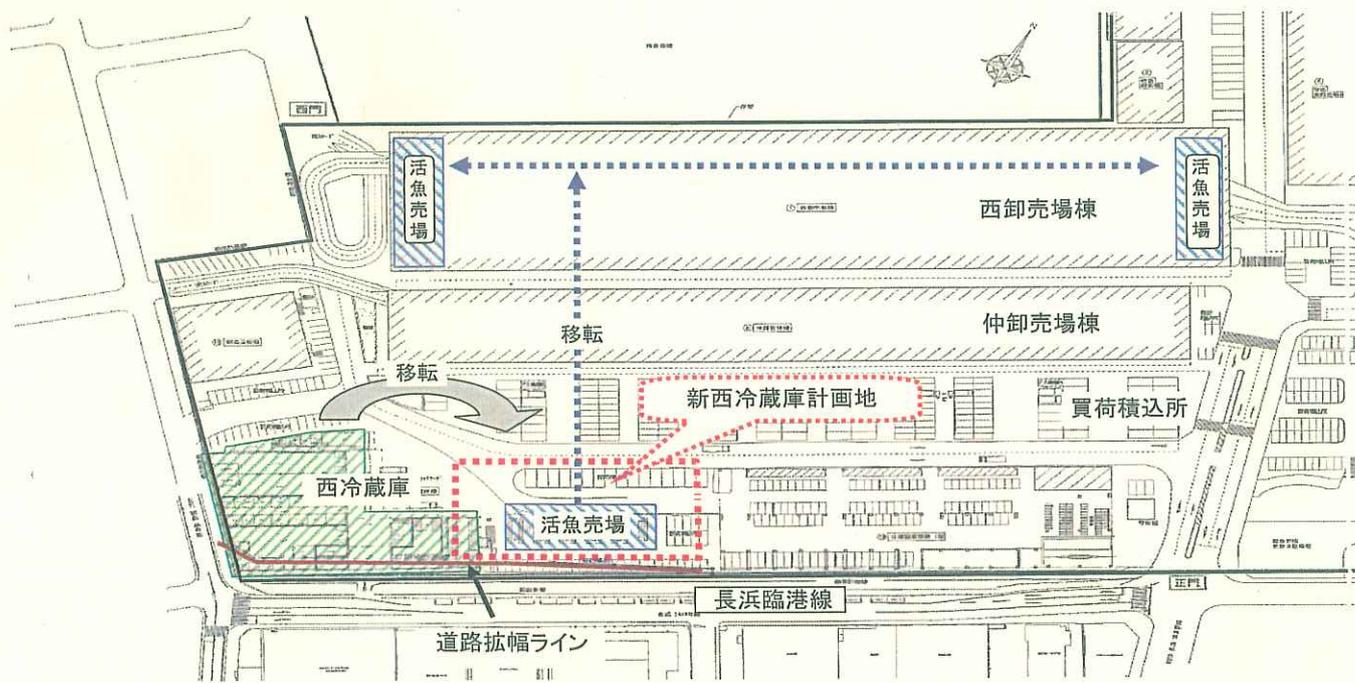
鮮魚市場西冷蔵庫移転・整備事業の進捗状況について

1. 福岡市鮮魚市場新西冷蔵庫整備事業提案競技（公募型プロポーザル）の選考結果

- (1) 最優秀提案者 八千代・大高・共栄建設共同企業体
- (2) 提案事業費 1,849,470千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (3) 選考方法 学識経験者3名、業界関係者6名、市職員3名の計12名で構成する「福岡市鮮魚市場新西冷蔵庫整備事業提案競技選考委員会」において、提案書提出があった5グループの中から第5回選考委員会（7月16日開催）で選考

2. 今後のスケジュール

- (1) 契約予定 件名「福岡市鮮魚市場新西冷蔵庫建設工事」として9月議会にて議決契約予定（最優秀提案者を契約の相手方とする）
- (2) 配置計画



(3) 事業計画

	20年度			21年度				22年度				23年度				24年度												
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
事業計画	■ プロポーザル実施																											
				■ 9月議会契約議案																								
				■ 実施設計																								
				■ 旧活魚売場解体								■ 新西冷蔵庫建設																
				■ 9月議会契約議案								■ 試運転																
			■ 活魚売場移転整備								■ 移転				■ 西冷蔵庫解体・跡地整備													
															■ 用地引渡													

福岡市中央卸売市場業務条例の一部改正について

1 中央卸売市場からの暴力団排除

(1) 趣旨

近年、暴力団等の反社会的勢力は、組織実態及び活動形態の不透明化を進展させており、企業に与える被害が問題視されている。そのため、国は、平成19年6月19日付けで「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」をとりまとめ、暴力団等との関係遮断のための取組みを推進することとした。既に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に見られるように多くの法律において、暴力団等を排除する規定が設けられている。また、福岡市においても、「福岡市営住宅条例」等の条例で、暴力団等を排除する規定が設けられている。

中央卸売市場においては、東京都が暴力団等を排除するための条例等の改正（平成20年7月21日施行）を既に行っている。

このような状況を受けて、数多くの市場関係業者が活動している福岡市中央卸売市場においても、暴力団による被害の発生を防止するとともに、暴力団の影響を排除し、適正な市場秩序の維持及び市場運営を確保する必要があるため、条例及び規則の一部改正を行うものである。

なお、北九州市や久留米市を始めとする九州の中央卸売市場も、今後暴力団等を排除するための規定の整備を行う予定である。

(2) 改正内容

- ①仲卸業者、売買参加者、関連事業者及び市場施設使用者の許可・認可・承認等に関する既存の規定に、暴力団等を排除するための規定を新たに追加する。（条例第20条第4項、第30条第4項、第34条、第71条第3項）

暴力団等を排除するための規定

- ア. 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。
- イ. 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。
- ウ. 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

②既存の市場関係業者が暴力団等を排除するための規定に該当することが判明した場合は、その許可等を取り消す規定を新たに追加する。

(第24条第1項, 第32条, 第36条第1項・第2項, 第76条)

③暴力団等の排除も含めた仲卸業者等の健全な業務又は会計を確保するために、必要な指導及び助言を開設者が行うことができる規定を新たに追加する。

(第80条の2)

(3) 市場関係業者との協議

①青果部

平成21年	7月13日	個別意見交換会 (仲卸業者組合)
		個別意見交換会 (関連事業者組合)
平成21年	7月14日	個別意見交換会 (卸売業者)
		個別意見交換会 (売買参加者組合)
平成21年	7月15日	個別意見交換会 (仲卸業者・売買参加者組合)
平成21年	7月16日	個別意見交換会 (西部売買参加者組合)

②水産物部

平成21年	7月9日	個別意見交換会 (卸売業者2社)
		個別意見交換会 (地元仲卸業者組合)
		個別意見交換会 (出荷仲卸業者組合)
平成21年	7月10日	個別意見交換会 (小売組合)
		個別意見交換会 (関連事業者組合)

③食肉部

平成21年	7月9日	合同意見交換会 (卸売業者, 売買参加者組合, 関連事業者)
-------	------	-----------------------------------

(4) 福岡県警察との連携

福岡市中央卸売市場から暴力団等を排除するにあたり、暴力団等を排除するための規定に該当するか否かの照会等、福岡県警察と緊密に連携するため、必要な事項を定めた協定書を締結する。

2 鮮魚市場施設使用料の変更

(1) 趣旨

鮮魚市場内の冷蔵庫施設については、これまで西冷蔵庫と東冷蔵庫に分けて使用料を徴収していたが、今回西冷蔵庫の建て替えに伴い、運営会社において、冷蔵庫施設の一体的使用の推進及び入出庫管理の一元化に向けた取り組みが可能となるよう、条例及び規則の一部改正を行うものである。

(2) 改正内容

鮮魚市場施設使用料の西冷蔵庫使用料と東冷蔵庫使用料を冷蔵庫使用料として一本化する。

(条例別表第8)

3 今後のスケジュール

平成21年 9月	条例改正案上程
	市議会の議決
10月	農林水産省へ条例改正の認可申請
	農林水産大臣の認可
11月	条例改正施行

報告事項 4

新型インフルエンザへの対応について

平成21年7月23日

1. これまでの対応

(4月28日福岡市新型インフルエンザ対策本部設置以降)

○各市場の対応

食肉市場，鮮魚市場，青果市場において，それぞれ新型インフルエンザ対策会議を開催し，関係業者に緊急時の対応や市の対策について説明，協議を行い，当面の予防策とまん延防止策について定めた暫定事業継続計画を定め，対応することとしている。

○マスクの備蓄状況

中央卸売市場全体の現場指揮監督要員用	2,000枚
各市場用	37,000枚
合 計	39,000枚

○全国の中央卸売市場の動向

5月に開催した全国の中央卸売市場会議において，8月末までに全国共通の事業継続計画を決定し，これを基に10月末までに各中央卸売市場における開設者及び関係業者に対応した事業継続計画を策定することとなった。

2. 今後のスケジュール

日付	今後の対応
7月29日	全国の中央卸売市場会議① 共通の事業継続計画の策定に向けて，素案に基づき，各都市の要望，意見を検討する。
8月20日	九州地区の中央卸売市場会議 共通の事業継続計画の策定にあたって，九州地区としての意見を取りまとめる。
8月27日	全国の中央卸売市場会議② 共通の事業継続計画の決定を行う。
10月末まで	全国共通の事業継続計画を基に，福岡市中央卸売市場における開設者及び関係業者に対応した事業継続計画を作成する。

参 考 資 料

- 福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（案）
（改正部分抜粋）
- 市場取扱状況

平成21年度 第1回
福岡市中央卸売市場開設運営協議会

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（案）（改正部分抜粋）

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）

旧	新
<p>（仲卸業務の許可）</p> <p>第20条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。</p> <p>（1）申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。</p> <p>（2）申請者が禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>（3）申請者が中央卸売市場の仲卸しの業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>（4）申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>（5）申請者が当該申請に係る市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>（6）申請者が法人であつてその業務を執行する役員のうち第1号から第3号まで及び第5号のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>（7）その許可をすることによつて仲卸業者の数が前条第1項に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p>	<p>（仲卸業務の許可）</p> <p>第20条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>（1）から（6）まで（現行のとおり）</p> <p><u>（7）申請者（申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。</u></p> <p><u>（8）申請者が暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。</u></p> <p><u>（9）申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。</u></p> <p><u>（10）その許可をすることによつて仲卸業者の数が前条第1項に定める数の最高限度を超えることとなるとき。</u></p>
<p>（保証金の預託）</p> <p>第22条 仲卸業者は、第20条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、<u>規則で定める様式による誓約書を添えて、</u>保証金を市長に預託しなければならない。</p>	<p>（保証金の預託）</p> <p>第22条 仲卸業者は、第20条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p>

<p>2 (略)</p> <p>(仲卸業務の許可の取消し)</p> <p>第24条 市長は、仲卸業者が第20条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(売買参加者の承認)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 申請者が破産者で復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する市場の卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(4) 申請者が第32条又は第82条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第32条 市長は、売買参加者が第30条第4項第1号又は第3号に該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認を取り消すものとする。</p>	<p>2 (現行のとおり)</p> <p>(仲卸業務の許可の取消し)</p> <p>第24条 市長は、仲卸業者が第20条第4項第1号、第2号、第5号から<u>第9号</u>のいずれかに該当することとなつたとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(売買参加者の承認)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>(1)から(4)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(5) 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員)が暴力団員等であるとき。</u></p> <p><u>(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。</u></p> <p><u>(7) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。</u></p> <p>(売買参加者の承認の取消し)</p> <p>第32条 市長は、売買参加者が第30条第4項第1号、<u>第3号</u>、第5号から<u>第7号</u>のいずれかに該当することとなつたとき、又は卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、その承認</p>
---	---

を取り消すものとする。

(許可の基準)

第34条 (現行のとおり)

(1)から(4)まで (現行のとおり)

(5) 申請者(申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員)が暴力団員等であるとき。

(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。

(7) 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。

2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務(以下「第2種関連事業」という。)を営むことについて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めるとき、又は前項第5号から第7号のいずれかに該当することとなつたときは、許可しないものとする。

(許可の取消し等)

第36条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が第34条第1項第1号、第2号、第5号から第7号のいずれかに該当することとなつたとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第33条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなつたと認めるとき、又は第34条第1項第5号から第7号のいずれかに該当することとなつたとき

(許可の基準)

第34条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務(以下「第1種関連事業」という。)を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のい

ず

れかに該当するときは、許可しないものとする。

(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 第36条又は第82条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。

(4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務(以下「第2種関連事業」という。)を営むことについて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めるときは、許可しないものとする。

(許可の取消し等)

第36条 市長は、第1種関連事業の許可を受けた者が第34条第1項第1号又は第2号に該当することとなつたとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第33条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなつたと認めるときは、第33条第1項の許可を取り消すものとする。

<p>3 (略)</p> <p>(施設の使用指定)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の許可を受けた者は、許可の際、保証金を預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。</p> <p>4 前項の保証金の額は、使用料月額額の6倍の範囲内において、市長が定める。</p> <p>5 第8条第2項及び第3項、第9条、第10条第1項並びに第11条の規定は、第3項の保証金について準用する。</p> <p>(指定又は許可の取消しその他の規制)</p> <p>第76条 (略)</p>	<p>は、第33条第1項の許可を取り消すものとする。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(施設の使用指定)</p> <p>第71条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 市長は、<u>第1項の指定又は前項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定又は許可しないものとする。</u></p> <p>(1) <u>申請者(申請者が法人である場合にあつては、その業務を執行する役員)が暴力団員等であるとき。</u></p> <p>(2) <u>申請者が暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用しているとき。</u></p> <p>(3) <u>申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けていると認められるとき。</u></p> <p>4 <u>第2項の許可を受けた者は、許可の際、保証金を預託しなければならない。ただし、公共的な目的のために使用することにつき市長の承認を受けた者については、この限りでない。</u></p> <p>5 前項の保証金の額は、使用料月額額の6倍の範囲内において、市長が定める。</p> <p>6 第8条第2項及び第3項、第9条、第10条第1項並びに第11条の規定は、第3項の保証金について準用する。</p> <p>(指定又は許可の取消しその他の規制)</p> <p>第76条 (現行のとおり)</p> <p>2 市長は、<u>使用者が第71条第3項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その指定又は許可を取り消すものとする。</u></p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第80条の2 市長は、<u>市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため</u></p>
--	---

必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者、売買参加者若しくは関連事業者に対しその業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対して、市場施設の使用に関し必要な指導及び助言をすることができる。

別表第8

鮮魚市場施設使用料

種 別	単 位	金 額
卸売業者売場使用料（西卸売場棟の卸売業者売場に係るものを除く。）から屋上使用料まで省略		
西冷蔵庫使用料	1月施設一式につき	4,000,000円
東冷蔵庫使用料	1月施設一式につき	7,590,000円
活魚売場使用料以下は省略		

別表第8

鮮魚市場施設使用料

種 別	単 位	金 額
卸売業者売場使用料（西卸売場棟の卸売業者売場に係るものを除く。）から屋上使用料まで省略		
冷蔵庫使用料	1月施設一式につき	11,590,000円
活魚売場使用料以下は省略		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(参考資料) 市場取扱状況

区 分		取扱数量(トン)						取扱金額(千円)						単価(円/kg)					
		19年度 (全期)	20年度 (全期)	前年度 比	20年度 (4月～6月) (A)	21年度 (4月～6月) (B)	(B)/(A)	19年度 (全期)	20年度 (全期)	前年度 比	20年度 (4月～6月) (A)	21年度 (4月～6月) (B)	(B)/(A)	19年度 (全期)	20年度 (全期)	前年度 比	20年度 (4月～6月) (A)	21年度 (4月～6月) (B)	(B)/(A)
水産物部	生 鮮	99,951	94,415	94.5%	22,381	19,888	88.9%	52,524,761	49,691,682	94.6%	12,287,485	10,064,739	81.9%	526	526	100.0%	549	506	92.2%
	冷 凍	10,807	8,288	76.7%	2,585	1,809	70.0%	10,641,716	10,380,665	97.5%	2,699,886	1,416,105	52.5%	985	1,253	127.2%	1,045	783	74.9%
	塩 干	5,647	4,036	71.5%	985	1,058	107.4%	3,587,705	3,294,715	91.8%	738,043	776,645	105.2%	635	816	128.5%	750	734	98.0%
	計	116,404	106,739	91.7%	25,950	22,754	87.7%	66,754,182	63,367,063	94.9%	15,725,413	12,257,489	77.9%	573	594	103.7%	606	539	88.9%
青果部	野 菜	231,161	234,831	101.6%	57,857	57,660	99.7%	38,170,215	38,608,431	101.1%	9,530,553	9,480,133	99.5%	165	164	99.4%	165	164	99.8%
	果 実	68,623	65,581	95.6%	13,747	14,896	108.4%	17,887,024	16,919,027	94.6%	3,734,927	3,837,197	102.7%	261	258	98.9%	272	258	94.8%
	鳥 卵	1,222	1,240	101.5%	320	303	94.7%	276,626	314,168	113.6%	79,851	66,406	83.2%	226	253	111.9%	250	219	87.8%
	計	301,005	301,652	100.2%	71,924	72,859	101.3%	56,333,865	55,841,627	99.1%	13,345,331	13,383,736	100.3%	187	185	98.9%	186	184	99.0%
食肉部	成 牛	7,229	6,811	94.2%	1,763	1,702	96.6%	10,547,943	8,733,415	82.8%	2,351,378	2,051,650	87.3%	1,459	1,282	87.9%	1,334	1,205	90.3%
	子牛等	3	6	186.8%	2	1	73.7%	1,239	2,708	218.6%	869	383	44.1%	379	443	116.9%	515	308	59.8%
	豚	5,715	6,072	106.2%	1,241	1,830	147.5%	2,713,362	2,810,693	103.6%	666,534	781,681	117.3%	475	463	97.5%	537	427	79.5%
	輸入肉	400	63	15.6%	63	0	0.0%	230,533	42,438	18.4%	42,438	0	0.0%	576	678	117.7%	678	-	-
	部分肉	1,021	135	13.2%	108	8	7.8%	1,078,899	193,817	18.0%	127,528	18,042	14.1%	1,057	1,434	135.7%	1,176	2,124	180.6%
	副生物	2,442	2,291	93.8%	564	582	103.1%	762,209	525,015	68.9%	132,501	124,495	94.0%	312	229	73.4%	235	214	91.1%
	計	16,811	15,378	91.5%	3,740	4,124	110.3%	15,334,184	12,308,087	80.3%	3,321,248	2,976,252	89.6%	912	800	87.7%	888	722	81.3%